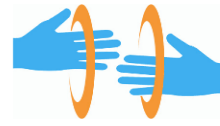


# 手話はろう者の言葉です

令和5年4月から手話通訳設置の運用が変わりました。  
柳川庁舎 福祉課内に手話通訳者を配置しています。(8:30~17:00)  
【問】市福祉課障がい者福祉係  
(電話 77-8514 FAX 73-9211)



手話マーク

## 手話通訳設置

市役所の各業務において、聴覚障がい者とのコミュニケーションを円滑にし、聴覚障がい者の自立や社会参加に促進するとともに、福祉の向上や、聴覚障がい者の要望にそった細やかな対応に努める。

・市役所の中のいろいろな手続きに対して、聞こえない方に 手話通訳でサポートします。

- 例えば
- 住民票がほしい
  - 税金の支払いを忘れた
  - 補装具の申請をしたい 他

## 手話通訳派遣のコーディネート

聴覚障がい者の日常生活における意思疎通をスムーズにする。  
医療などの場面での意思疎通を支援する。  
行事やイベント等、社会参加を支援することで手話や合理的配慮を広める。

福祉課に手話通訳派遣の依頼があると、手話奉仕員登録者を派遣します。

- 例えば
- 病院に行きたいけど  
何を話しているかわからない
  - イベントが開催されるので行きたい
  - 銀行や郵便局の手続きがしたい  
他

ラインでの申請方法もできます。  
利用される前に福祉課障がい者福祉係で事前登録をお願いします

## 障害者差別解消法が、改正されるのは、ご存知ですか？

令和6年4月から、障害者差別解消法が改正され、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されます

日常生活や社会生活において、提供されている設備やサービスは障がい者には使うのが難しく、活動が制限されるものがあります。

障がい者から「社会的バリアを取り除いてほしい」と意思の表明があった場合、負担が重くない程度で、合理的配慮の提供をすることとされています

障がいによって、それぞれバリアが違います  
障がいがある人もない人も、暮らしやすい社会を目指して、共生社会(共に生きる社会)を実現させましょう



リーフレットをダウンロードしたい方は  
こちらから

# 写真

今年度、出張勉強会を計画しています。

### 【勉強内容】

- ・合理的配慮とは
- ・合理的配慮の浸透
- ・手話の日常会話

詳しくは福祉課へご相談ください。